

(参考資料1)

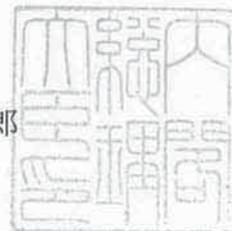
消取引第899号

平成27年1月20日

消費者委員会

委員長 河上 正二 殿

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎



諮問書

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）第6条第2項第2号の規定に基づき、下記の事項について、貴委員会の意見を求めます。

記

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の施行状況を踏まえた購入者等の利益の保護及び特定商取引の適正化を図るための規律の在り方について

(参考資料 2)

消費者委員会 特定商取引法専門調査会設置・運営規程

平成27年 1 月20日
消費者委員会決定

消費者委員会令（平成21年政令第216号）第四条の規定に基づき、この規程を定める。

(総則)

第一条 消費者委員会（以下「委員会」という。）の特定商取引法専門調査会の設置、所掌事務、会議及び議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

第二条 委員会に特定商取引法専門調査会（以下「専門調査会」という。）を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の所掌)

第三条 専門調査会は、平成27年 1 月20日付消取引第899号をもって内閣総理大臣より委員会に諮問のあった、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の施行状況を踏まえた購入者等の利益の保護及び特定商取引の適正化を図るための規律の在り方について、委員会の求めに応じて、調査審議する。

(調査会の設置)

第四条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。

- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の会議)

第五条 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者をいう。以下同じ。）は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 専門調査会の会議への出席には、会議の開催場所への出席のほか、座長が必要と認めるときには、テレビ会議システムを利用した出席を含めるものとする。
- 3 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出ることにより、専門調査会にオブザーバーとして出席することができる。
- 4 座長は、必要により、専門調査会に属さない臨時委員若しくは専門委員、行政機関職員又は調査審議事項に関して識見を有する者をオブザーバーとして会議に出席させることができる。
- 5 座長は、各回ごとの調査審議事項及びこれに関係する事項に関する意見又は説明を得る必要があると認める場合には、専門調査会に属さない臨時委員若しくは専門委員、行政機関職員又は当該調査審議事項に関して識見を有する者を参考人として会議に出席させることができる。

(審議の公開)

第六条 専門調査会の開催予定に関する日時及び開催場所等については、公開する。

- 2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨を速やかに作成し、公表するものとする。

(議事録の作成)

第七条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名及びこのうちテレビ会議システムを利用した出席者の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(消費者庁の協力)

第八条 専門調査会は、調査審議に当たって、消費者庁の協力を得る。

(雑則)

第九条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

(準用)

第十条 第五条から前条までの規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成27年1月20日から施行する。

(参考資料 3)

審 議 経 過

開催日	議事内容
第 1 回 平成 27 年 3 月 5 日	○特定商取引法を取り巻く環境変化等 ○今後の検討課題等に関する意見交換
第 2 回 平成 27 年 3 月 27 日	○今後検討を行うべき論点等について ○権利に関する問題についての検討
第 3 回 平成 27 年 4 月 17 日	○権利に関する問題についての検討 (2) ○美容医療契約に関する問題についての検討
第 4 回 平成 27 年 4 月 28 日	○訪問販売・電話勧誘販売等の勧誘に関する問題についての検討 (1)
第 5 回 平成 27 年 5 月 27 日	○執行上の課題に関する検討
第 6 回 平成 27 年 6 月 10 日	○訪問販売・電話勧誘販売等の勧誘に関する問題についての検討 (2)
第 7 回 平成 27 年 6 月 24 日	○通信販売 (インターネット通販等) に関する問題についての検討 ○アポイントメントセールス等に関する問題についての検討
第 8 回 平成 27 年 7 月 22 日	○訪問販売・電話勧誘販売等の勧誘に関する問題についての検討 (3)
第 9 回 平成 27 年 7 月 31 日	○その他の個別論点に関する検討 ○販売事業者等によるクレジット・金銭借入・預金引き出しの勧誘に関する問題についての検討 ○中間取りまとめに向けた検討 (1)
第 10 回 平成 27 年 8 月 18 日	○中間取りまとめに向けた検討 (2)
第 11 回 平成 27 年 8 月 25 日	○中間取りまとめに向けた検討 (3)

第12回 平成27年10月26日	○集中的な意見受付の結果概要の報告 ○今後の検討の進め方
第13回 平成27年11月6日	○美容医療契約の取扱いについての検討
第14回 平成27年11月16日	○訪問販売、電話勧誘販売における勧誘についての検討 ○事前参入規制等についての検討
第15回 平成27年12月2日	○訪問販売、電話勧誘販売における勧誘についての検討
第16回 平成27年12月9日	○販売事業者等によるクレジット、金銭借入、預金引き出しを勧める行為等に関する規制について ○アポイントメントセールスにおける来訪要請方法について ○虚偽、誇大広告に関する取消権について
第17回 平成27年12月14日	○取りまとめに向けた検討（1）
第18回 平成27年12月24日	○取りまとめに向けた検討（2）（P）

(参考資料 4)

委 員 名 簿

(座長)	後藤 卷則	早稲田大学大学院法務研究科教授
(座長代理)	村 千鶴子	東京経済大学現代法学部教授
	阿部 泰久	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
	有山 雅子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント ・相談員協会理事
	池本 誠司	弁護士
	沖野 眞己	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	河野 康子	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長 (共同代表)
	佐々木 迅	公益社団法人日本通信販売協会会長
	鈴木 弘樹	公益社団法人日本訪問販売協会会長
	高芝 利仁	弁護士
	朽原 克彦	日本商工会議所理事
	野坂 雅一	株式会社読売新聞東京本社調査研究本部総務
	花井 泰子	特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海理事
	増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会専務理事
	山本 明	東京都生活文化局消費生活部長

以上 15 名 (敬称略)

なお、経済産業省、国民生活センター、厚生労働省 (第 3 回会議及び第 13 回会議) 及びカライスコス・アントニオス関西大学法学部准教授 (第 6 回会議のみ) がオブザーバーとして出席したほか、第 1 回 ~ 第 11 回の専門調査会においては消費者委員会の石戸谷豊委員長代理、橋本智子委員、山本隆司委員が、第 12 回 ~ 第 18 回 (P) の専門調査会においては消費者委員会の中原茂樹委員、樋口一清委員がオブザーバーとして出席した。